

白山市家賃債務保証業者事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、白山市営住宅条例施行規則（平成17年白山市規則第139号）、白山市特定公共賃貸住宅条例施行規則（平成17年白山市規則第140号）及び白山市地域優良賃貸住宅条例施行規則（平成21年白山市規則第19号）の規定に基づいて行う指定保証業者の指定その他の家賃債務保証業者に係る事務の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市営住宅等 市営住宅、特定公共賃貸住宅及び地域優良賃貸住宅をいう。
- (2) 指定保証業者 家賃債務保証業者のうち、市営住宅等の入居者との間で家賃に関する保証委託契約を締結することができる者として市長が指定するものをいう。

(指定対象者)

第3条 指定保証業者の指定を受けることができる者は、家賃債務保証業者登録規程（平成29年国土交通省告示第898号）第5条第1項の家賃債務保証業者登録簿に記載されている法人であって、石川県を営業地域としているものとする。

(指定の申請)

第4条 指定保証業者の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、指定保証業者指定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 家賃債務保証業務等に関する誓約書（様式第2号）
- (2) 家賃債務保証業者登録規程に基づく登録がされていることを証明する書類の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(指定の決定等)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、

指定の可否を決定し、その旨を指定保証業者指定通知書（様式第3号）又は指定保証業者不指定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

- 2 前条の指定を受けた者は、市営住宅等の入居者と家賃に関する保証委託契約を締結したときは、当該委託に基づき、速やかに本市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき市営住宅等の管理を指定管理者に行わせている場合は、指定管理者）と家賃に関する保証契約を締結しなければならない。

（指定の取消し）

第6条 市長は、指定保証業者が第3条の要件を満たさなくなったときは、指定保証業者の指定を取り消すことができる。

- 2 市長は、前項の規定による指定の取消しを行ったときは、指定保証業者指定取消通知書（様式第5号）により対象者に通知するものとする。
- 3 前項の規定による通知を受けた者は、市営住宅等の入居者との間で締結した家賃に関する保証委託契約が残存しているときは、当該入居者に係る連帯保証人が欠けないよう適切な措置を講じなければならない。

（変更等の届出）

第7条 指定保証業者は、指定を受けた内容に変更があるときは指定保証業者変更届出書（様式第6号）により、家賃債務保証業務等を廃止、休止又は再開するときは廃止・休止・再開届出書（様式第7号）により市長に届け出るものとする。

（保証委託契約書の写し等の提出）

第8条 市営住宅等の入居者は、指定保証業者と家賃に関する保証委託契約を締結したときは、当該契約書の写し及び緊急連絡先届（様式第8号）を市長に提出するものとする。既に締結した保証委託契約の内容を変更したときも、同様とする。

（その他）

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

（宛先）白山市長

申請者	所在地	
	名 称	
	代表者	印
	連絡先	

指定保証業者指定申請書

白山市家賃債務保証業者事務取扱要綱第3条の要件を備える法人として、白山市営住宅の入居者等と保証に関する契約を締結したいので、同要綱第4条の規定に基づき、必要書類を添えて指定保証業者の指定を申請します。

※ 家賃債務保証業者登録規程に基づく登録がされていることを証明する書類の写しを添付してください。

（宛先）白山市長

申請者 所在地
名 称
代表者 印
連絡先

家賃債務保証業務等に関する誓約書

白山市家賃債務保証業者事務取扱要綱第3条の要件を備える法人として、白山市営住宅の入居者等と保証に関する契約を締結するにあたり、白山市営住宅等における家賃債務保証業務等について各種法令を遵守し、下記事項について誓約します。

記

- 1 賃借人に対し契約内容に関する十分な理解を図るため、契約締結前又は契約締結の際に、契約内容に関する重要な事項を説明し、当該事項を記載した書面を交付します。
- 2 契約内容の説明に当たっては、中途解約の際の保証料の返還有無等に関する取り決めや家賃滞納の際の対応等について、賃借人の理解を得るよう努めます。
- 3 賃借人等に対し支払を催告する書面等を送付する場合には、請求金額の内訳等の所定の事項を記載し、賃借人等に対して明らかにします。
- 4 求償権を譲渡する場合、賃借人へ書面による通知を行います。
- 5 家賃債務保証業務等に従事する者は、従業者であることを証する証明書を携帯の上、家賃債務保証業務等を行います。
- 6 家賃債務保証委託契約書の条項について、消費者契約法等の規定に反するものを定めません。
- 7 過去の弁済額等に係る家賃債務保証業者と賃借人との理解が異なる場合に備え、その業務に関する帳簿を備え付け、賃借人ごとの弁済履歴を記録し、賃借人からの開示の請求があった場合は、これを明らかにします。

様式第3号（第5条関係）

年 月 日

様

白山市長



指定保証業者指定通知書

年 月 日付けで申請のあった指定保証業者の指定については、審査の結果、白山市家賃債務保証業者事務取扱要綱第3条の要件を備える法人と認め、指定保証業者として指定することとしましたので、同要綱第5条の規定により通知します。

記

申請者名	
代表者職・氏名	
業者名	
業者所在地	
保証業者番号	
指定年月日	年 月 日
指定有効日	年 月 日
サービスの種類	家賃債務保証
特記事項	

様式第4号（第5条関係）

年 月 日

様

白山市長



指定保証業者不指定通知書

年 月 日付けで申請のあった指定保証業者の指定については、審査の結果、下記の理由により指定しないこととしましたので、同要綱第5条の規定により通知します。

理由

審査請求及び取消訴訟について

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、白山市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、白山市を被告として（訴訟において白山市を代表する者は白山市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

年 月 日

様

白山市長



指定保証業者指定取消通知書

年 月 日付けで決定しました指定保証業者の指定は、下記の理由により取り消しましたので、白山市家賃債務保証業者事務取扱要綱第6条第2項の規定により通知します。

また、白山市営住宅の入居者等との間で締結した家賃に関する保証委託契約が残存している場合は、当該入居者等に係る連帯保証人が欠けないよう適切な措置を講じるよう、同条第3項の規定により求めます。

理由

審査請求及び取消訴訟について

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、白山市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、白山市を被告として（訴訟において白山市を代表する者は白山市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第6号（第7条関係）

年 月 日

（宛先）白山市長

（指定保証業者）

所在地

名 称

代表者

印

指定保証業者変更届出書

指定保証業者として指定を受けた内容に変更がありましたので、白山市家賃債務保証業者事務取扱要綱第7条の規定により届け出ます。

保証業者番号									
指定内容を変更した業者	名 称								
	所在地								

変更があった事項		変更の内容
1	業者名	(変更前)
2	業者の所在地・電話・FAX番号	
3	申請者の名称	
4	主たる事務所の所在地	
5	代表者の氏名、住所及び職名	
6	定款・寄附行為等及びその登録事項証明書又は社内規則等（当該事業に関するものに限る。）	
7	保証委託契約内容の変更等	(変更後)
8	求償に関する基準の変更等	
9	保証部門に関わる社内規則の変更等	
10	重要事項説明書の変更等	
11	代位弁済に関わる契約の変更等	
12	役員の氏名及び住所	
13	その他	
変 更 年 月 日		年 月 日

※1 該当項目番号を○で囲んでください。

※2 変更内容が分かる書類を添付してください。

様式第7号（第7条関係）

年 月 日

（宛先）白山市長

（指定保証業者）

所在地

名 称

代表者

印

廃止・休止・再開届出書

次のとおり家賃債務保証業務等を廃止（休止・再開）しますので、白山市家賃債務保証業者事務取扱要綱第7条の規定により届け出ます。

保証業者番号										
廃止（休止・再開）する業者	名 称									
	所在地									

廃止・休止・再開の別	廃止・休止・再開
廃止・休止・再開する年月日	年 月 日
廃止・休止する理由	
現にサービスを受けていた者 に対する措置 (廃止・休止する場合のみ)	
休止予定期間	年 月 日～ 年 月 日

※ 家賃債務保証業務等の再開に係る届出にあつては、家賃債務保証業務等に係る従業員の勤務体制及び勤務形態に関する書類を添付してください。

様式第8号（第8条関係）

年 月 日

（宛先）白山市長

〒 ー

住所 白山市

（入居者） 市営 住宅 棟 号

氏名 印

電話番号

緊急連絡先届

白山市家賃債務保証業者事務取扱要綱第8条の規定により、以下のとおり緊急連絡先を届け出ます。

（緊急連絡先）

〒 ー 住所 _____

ふりがな
氏名 _____ 生年月日 _____ 年 月 日（ 歳）

電話番号 _____ ー _____ 入居者との関係 _____

私、 _____ は以下のことについて了承します。

- 1 入居者及び同居者（以下「入居者等」という。）に安否確認等の緊急事案が発生した場合、速やかに駆けつけ立会います。
- 2 入居者等が事件事故に遭遇し、その情報を知り得た場合、速やかに市又は指定管理者に情報提供いたします。
- 3 市又は指定管理者が入居者等と連絡が取れなくなった場合、速やかに所在を探す協力をいたします。